

消防だより

令和6年9月

令和5年木更津市救急出動件数

9377件(+1305)

※()は前年比

ちやうど待って!

本当に救急車が必要ですか?

タクシー代わりに救急車で連れて行ってもらおう。

病院で待たなくていいんですよ?

2024年度全国統一防火標語

「守りたい未来があるから火の用心」

令和6年度木更津市消防署スローガン

「市民の想いに寄り添い

市民の笑顔を守ります」

編集・発行/木更津市下鳥田813-1 消防署波岡分署

TEL/FAX 0438(36)3125

e-mail : sho-nami@city.kisarazu.lg.jp

担当 木下・松野・渡邊



救急車の適正利用について

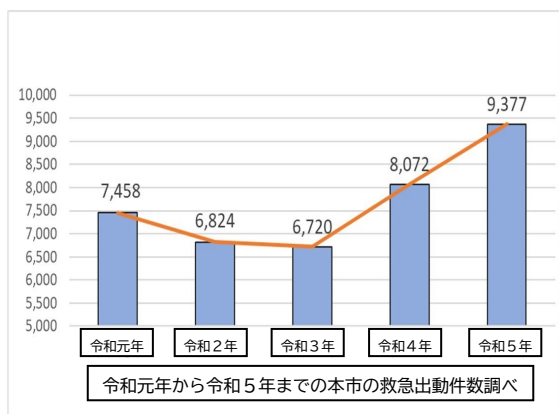


木更津市では、救急車の利用者の6割近くの方が、入院の必要のない軽症の患者となっています。救急車は6台（夜間は5台）で運用しており、出動件数が多くなると遠方にある救急車が出動することになり、現場への到着が遅れてしまうことがあります。

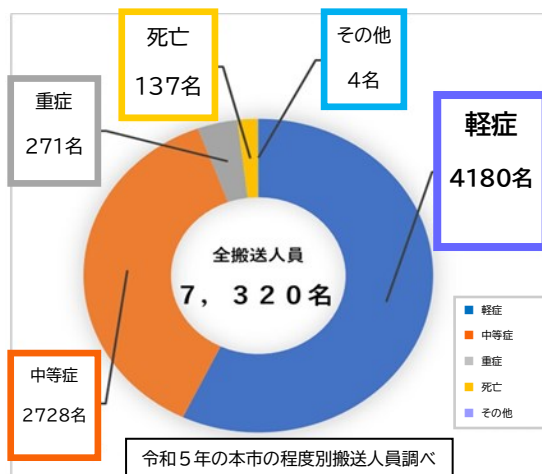
119番通報する前に救急車が本当に必要か、自家用車やタクシーなど一般の交通機関を利用できないか、もう一度考えてください。ご協力をお願いします。

救急車は限られた資源です。本当に救急車を必要としている方のためにも、救急車の適正な利用をお願いします。

救急出動件数



救急搬送内訳



「もし、救急車を呼ぶか悩んだ時は、...」

・救急安心電話相談 #7119又は03-6810-1636（平日、土曜日 18:00から翌朝8:00／日曜日、祝日等 9:00から翌朝8:00）

・こども急病電話相談 #8000又は043-242-9939（毎日19:00から翌朝8:00）

この救急安心電話は、救急車を呼ぶか・病院に行くか悩んだ時に電話をするとアドバイスしてくれる無料相談電話です。



野外焼却（野焼き）は禁止されています



木更津市では野外焼却（野焼き）から延焼拡大し、火災になった事例が多数発生しています。法律の改正により平成13年4月から廃棄物の野外焼却は、次を除き原則禁止されています。

- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事、焚き火・キャンプファイヤーなど軽微なもの

違反した場合は罰則が設けられています。火をつける前に、今一度ご確認ください。

これらの野外焼却をする場合に消防署では「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」を受け付けています。これは、消防署がその実施状況や消火の準備状況を把握するために提出を条例で定めているもので、焼却することを許可又は承認するものではありません。

なお、オンラインで届出をすることもできます。右の二次元コードを読み取っていただくか、木更津市役所公式ホームページトップ画面の「オンライン申請」をクリックし、ご活用ください。

